

日本加奈陀間ノ通商ニ關スル條約  
御批准ノ件

右謹テ上奏シ恭ヒク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコト請フ

明治三十九年六月十八日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望

御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル  
日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス  
朕帝國ト大不列顛國トノ間ニ日英通商  
航海條約及追加條約ノ規定ヲ日本帝國  
及英領加奈陀間ノ修交通商及航海ニ適  
用スルコトニ關シ明治三十九年一月三  
十一日東京ニ於テ兩國全權委員ノ記名  
調印シタル條約ノ各條目ヲ親シク閱覽  
點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間然ス

ル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス  
神武天皇即位紀元二千五百六十六年明  
治三十九年 月 日東京宮城ニ於テ親  
ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

## 御名國璽

外務大臣子爵林 董印

日本國皇帝陛下及大不列顛愛蘭聯合王國海外大不列顛國領土皇帝印度國皇帝陛下ハ日  
本國及加奈陀間ノ通商關係ヲ利便ナラシムト欲シ其ノ趣旨ノ條約ヲ締結スルコトニ  
決シ之カ爲メニ日本國皇帝陛下ハ其ノ外務大臣正四位勳一等加藤高明ヲ大不列顛愛蘭  
聯合王國海外大不列顛國領土皇帝印度國皇帝陛下ハ其ノ日本國駐劄特命全權大使「ナイ  
ト、グラント、クロッス、オヴ、ゼ、モースト、ヂスタング、カシド、オーダー、オヴ、セント、マイコル、エ  
ンド、セント、ジヨージ」「ナイト、コム、マシダ、オヴ、ゼ、モースト、オノレアル、オーダー、オヴ、ゼ、  
バース」サー、クロード、マックスウェル、マシドナルドヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各  
全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ左ノ如ク協議決定セリ

### 第一條

兩締約國ハ明治二十七年七月十六日即西曆千八百九十四年七月十六日倫敦ニ於テ調印  
シタル日英通商航海條約及明治二十八年七月十六日即西曆千八百九十五年七月十六日  
東京ニ於テ調印シタル日英追加條約ノ規定ヲ日本帝國及英領加奈陀間ノ修交通商及航  
海ニモ適用スルコトニ同意ス

### 第二條

本條約ハ之ヲ批准シ其ノ批准ハ可成速ニ東京ニ於テ交換スヘシ本條約ハ批准交換ノ上  
ハ直ニ實施セラレ兩締約國ノ一方カ本條約ヲ終了セムトノ意思ヲ表示シタル日ヨリ六  
箇月ヲ經過スルマテ其ノ効力ヲ有ス

右證據トシテ上記ノ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

明治三十九年一月三十一日即西曆千九百零六年一月三十一日東京ニ於テ日本文及英文  
ニテ認メタル本書各二通ヲ作ル

加藤高明印

クロード、エム、マクドナルド印

